

亀山市告示第22号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、亀山市上下水道部下水道課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和元年6月7日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和元年7月1日
- 2 下水を排除し、及び処理すべき区域
椿世町、栄町及び川合町の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
関係図面のとおり
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
四日市市楠町北五味塚1085番地の18
北勢沿岸流域下水道南部浄化センター